資料 2

2021 年 2 月 24 日
一般財団法人日本規格協会

産業標準案作成対象テーマの審議について

日本産業規格（JIS）の制定、改正又は廃止のための産業標準案（以下、JIS 案という。）の作成に着手するに当たっては、当会認定産業標準作成機関 JIS 案作成規程に基づき、当該 JIS 案作成対象テーマが適切であることについて、主務大臣による事前調査、及び JSA 事務局による“JIS 案の作成開始要件”を満たすことの事前確認を経て、産業標準作成委員会にお諮りすることとなっております。

つきましては、別添 1 の JIS 案作成対象テーマについて、改正する理由（必要性）及び期待効果、JIS 案の作成開始要件への適合状況、作成開始予定などを記載しておりますので、JIS 案の作成に着手してよろしいかご審議をお願いいたします。また、産業標準作成委員会の下に JIS 素案の調査審議及び作成を行うための WG を設置することについても併せてご審議をお願いいたします。

なお、字句等編集上の修正については、産業標準作成委員会事務局に一任いただきますようお願いいたします。また、ご承認いただいた JIS 案作成対象テーマは、利害関係者に公表するために JIS 作成予定一覧表として JSA ウェブサイト掲載いたします。

別添１

産業標準案作成対象テーマ一覧（改正）

2021年2月24日
一般財団法人日本規格協会

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由（必要性）	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1（JIS法第2条の産業標準化の対象）	選定基準2（JIS法第1条の法律の目的）	選定基準3（産業標準化の利点・欠点）	選定基準4（国が主体的に取り組む分野の判断基準）	選定基準5（市場適合性に関する判断基準）	JIS素案作成委員会（WG）	作成開始予定
JSA	07 情報	改正	X6233	情報の交換及び蓄積用のデジタル記録媒体－120mm3層（100ギガバイト／ディスク）BD書換形ディスク	Information technology−Digitally recorded media for information interchange and storage −120 mm Triple Layer (100.0 Gbytes per disk) BD Rewritable disk	この規格は、記録形BDディスクのうち、記録容量100GBの書換形光ディスクの機械的・物理的・光学的特性を規定するとともに、光ディスクを用いての情報交換を可能にする記録及び未記録の信号品質、データフォーマット及び記録方法について規定したもので、Blu-ray Disc Association (BDA) において2012年に作成されたBDの物理フォーマットをベースにして作成されたISO/IEC 30193:2016を基礎として、2017年に制定されたものである。 その後、市場では映像の高精細化が進展し、4k・8k放送が開始されたことを受け、2017年12月にはBDAにおいて、4k・8k放送録画対応としてBDの記録形ディスクフォーマット仕様がアップデートされ、これを受けて、ISO/IEC 30193:2016は、4k・8k放送録画対応のため、4倍速読取りディスクに関わる規定を盛り込むなどの改訂が2020年に行われた。 このような状況からから、近年の技術の実態や市場のニーズに対応するため、及び国際規格との乖離を解消するため、JISを改正する必要がある。	この改正によって、国際規格に整合した品質の4k・8k対応BDの普及が促進されることから、市場の安定及び消費者保護が図られるとともに、光ディスク分野における、日本企業の国際競争力強化に寄与することが期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・適用範囲において、8K及び4K映像のための4倍速読取りディスクも適用対象となるよう改める。 ・記録層の試験方法において、4倍速読取ディスクを試験するための基準サーボ及び測定方法、並びに4倍速読取りディスク用の規格値を追加する。 ・記録層の特性において、8k及び4K映像記録の著作権保護情報記録領域の規定を新たに追加する。	－	ISO/IEC 30193:2020 Information technology−Digitally recorded media for information interchange and storage −120 mm Triple Layer (100.0 Gbytes per disk) BD Rewritable disk	IDT	第2条の該当号： 第1号、第4号、第6号、第8号（形状、寸法、構造、品質、性能、試験方法、測定方法） 対象事項： 120 mm 3層（100ギガバイト／ディスク）BD書換形ディスク	法律の目的に適合している。	利点： ア、イ、ウ、オ、カ、キ 欠点： いずれも該当しない。	2. 消費者保護の観点から必要な分野	－	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2021年4月
JSA	07 情報	改正	X8341-5	高齢者・障害者等配慮設計指針－情報通信における機器，ソフトウェア及びサービス－第5部：事務機器	Guidelines for older persons and persons with disabilities－Information and communications equipment, software and services－Part 5: Office equipment	この規格は、主に高齢者・障害のある人々などを対象とした、事務機器の情報アクセシビリティを確保・向上するための配慮事項を規定した設計指針で、この規格を基にISO/IEC 10779（Information technology－Office equipment－Accessibility guidelines for older persons and persons with disabilities）が2008年に制定された。その後、種々の施設及び機器でのアクセシビリティに対する世界的な意識の向上を反映して欧米各国のICTアクセシビリティ基準（米国リハビリテーション法508条、欧州基準 EN 301 549など）が改訂され、これらの状況に対応してISO/IEC 10779も業界の動向などを反映して2020年に改訂された。我が国としても、この規格を改正し、最新の国際規格の規定内容を網羅することで、事務機器での高齢者、障害のある人々などへの配慮設計の質を上げ、より使用者の情報アクセシビリティの向上につなげる必要がある。	この改正によって国際規格に整合したJISとすることができ、国際的に共通な高齢者・障害のある人々に対して配慮した設計指針を我が国の事務機器業界に普及が図れ、製造業者での企画・開発・設計の一連の開発プロセスの中で配慮すべき事項の指針として、製品品質の向上及び維持に資することができる。さらに、事務機器の使用者への安全・安心の提供をより図ることができる。	主な改正点は、次のとおり。 ・配慮しなければならない利用者の身体的機能に関する基本的な条件に、“認知障害”を追加する。 ・音声モード開始のための触覚記号（点字など）説明の提供を、設計指針として追加する。 ・事務機器の操作部位の最大高さを現行規格の1370mmから1220mmに変更する。 ・事務機器のディスプレイ及びソフトウエアに対する設計指針として、“WCAG2.0 (Web Content Accessibility Guidelines.)の適用”を追加する。	－	ISO/IEC 10779:2020 Information technology－Office equipment－Accessibility guidelines for older persons and persons with disabilities	IDT	第2条の該当号： 第1号、第2号（寸法、構造、装備／設計方法） 対象事項： 事務機器	法律の目的に適合している。	利点： ウ、エ、オ、カ、キ 欠点： いずれも該当しない。	－	1. 国際標準をJIS化するなどの場合	一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会のWG	2021年4月